

令和 5年 3月29日
四国地方整備局

国営讃岐まんのう公園運営維持管理業務 入札実施要項（案）に関するご意見募集の結果のお知らせ

国営讃岐まんのう公園では、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）に基づき、本公園の運営維持管理業務について、民間競争入札により業務委託を実施してまいりましたが、官民競争入札等監理委員会において「市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針」に基づき、終了プロセスへの移行を了承することとされ、公共サービス改革基本指針（令和3年7月9日閣議決定）により、法の対象から外し、実施府省等の責任において入札・契約を行うこととなりました。

ただし、これまで監理委員会における審議を通じて厳しくチェックされてきた公共サービスの質、実施期間、入札参加資格、入札手続及び情報開示に関する事項等を踏まえた上で、公共サービスの質の維持向上及びコストの削減を図るため、R5-9 国営讃岐まんのう公園運営維持管理業務入札実施要項（以下、「実施要項」という。）を定めるにあたり、現在検討している実施要項（案）を公表し、令和5年2月13日から令和5年2月27日までご意見の募集を行いました。

このたび、お寄せいただきましたご意見とそれに対する回答ついて、別紙のとおりまとめましたので、ご報告いたします。

ご意見募集にあたり、ご協力いただきました皆様へお礼を申し上げますとともに、今後とも国土交通行政の推進にご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

【問い合わせ先】

国土交通省 四国地方整備局 建政部 都市・住宅整備課

課長 関口 智彦 （内線 6 1 6 1）

課長補佐 西田 哲夫 （内線 6 1 6 2）

代表電話 087-851-8061

直通電話 087-811-8315

「R5-9国営讃岐まんのう公園運営維持管理業務入札実施要項(案)」に対する意見・回答

NO	記載箇所	頁	ご意見	回答
1	入札実施要項(案)	P9-10 P14 P16 P36 P39	<p>p9-10 1.2.4 収益施設等設置管理運営業務 (3)収益施設運営業務及び自主事業の施設使用料等 1)施設使用料及び収益等 p14 1.3.3 創意工夫の発揮 (3)収益施設運営実績書及び計画書 p16 1.3.5 委託費の支払い方法 (2)収益施設等設置管理運営業務 p36 4.2.4 収益施設運営計画書・自主事業施設運営計画書 p39 5.1.3 加算点項目 表9:標準評価項目及び得点配分 9)自主事業の提案</p> <p>上記の各ページに、「自主事業である飲食・物販施設等の設置運営と指定する既存施設の改修運営においては、収益の一部を国営公園の利用促進及び利便性向上等に寄与するものに支出するものとする」等と示されていますが、「収益の一部」を「利益の一部」と記載していただきたい。</p>	<p>ご意見を踏まえ、各該当箇所について「収益の一部を……」を「利益の一部を支出して行う……」へ修正します。</p>
2	入札実施要項(案)	P9-10 P39	<p>p9-10 1.2.4 収益施設等設置管理運営業務 (3)収益施設運営業務及び自主事業の施設使用料等 1)施設使用料及び収益等 p39 5.1.3 加算点項目 表9:標準評価項目及び得点配分 9)自主事業の提案</p> <p>実施要項(案)1.2.4.収益施設等設置管理運営業務①では、「ただし、自主事業である飲食・物販施設等の設置運営と指定する既存施設の改修運営においては、収益の一部を国営公園の利用促進及び利便性向上等に寄与するものに支出するものとし、その内容について企画書において提案するものとする。」とされ、実施要項(案)9)自主事業の提案②では、「自主事業の実施内容について公園の目的・魅力の向上の観点から、具体性、実現性があり、本公園として妥当性のある自主事業の方法が示されているか。収益の一部を支出して行う国営公園の利用促進及び利便性向上等に寄与する内容について示されているか。」とされています。</p> <p>①の記載内容から②の下線部は、「自主事業である飲食・物販施設等の設置運営と指定する既存施設の改修運営においては、利益の一部を支出して行う国営公園の利用促進及び利便性向上等に寄与する内容について示されているか。」と記載していただきたい。 ※意見1と関連</p>	<p>ご意見を踏まえ、各該当箇所について「自主事業である飲食・物販施設等の設置運営と指定する既存施設の改修運営においては、利益の一部を支出して行う国営公園の利用促進及び利便性向上等に寄与する内容について示されているか。」に修正します。</p>
3	入札実施要項(案)	P11-12	<p>p11-12 1.3.1 包括的な質の設定 表4:包括的な質</p> <p>【令和6年度～令和8年度】及び【令和9年度(令和9年4月から令和9年12月まで)】の脚注※1には「……また第2四半期の入園者数は、持込みとなる野外音楽イベント開催時の入園者を控除した数値となっている。」とありますが、「公園利用者数の確保(※1)」において、達成すべき質にある「第2四半期 85,548人」は、持込みとなる野外音楽イベント開催時の入園者を入れた利用者数ではないでしょうか。その場合、年間の実績平均値も異なるのではないのでしょうか。仮に「持込みとなる野外音楽イベント開催時の入園者を入れた利用者数」にすると、持ち込み野外音楽イベントの開催有無で、包括的な質の「年間の公園利用者数」が変動することになります。</p>	<p>第2四半期の入園者数、年間の実績平均値は、野外音楽イベント開催時の入園者数を控除した数値に修正します。</p>
4	入札実施要項(案) 別紙資料	P11-12 別紙 P304	<p>p11-12 1.3.1 包括的な質の設定 表4:包括的な質 別紙資料 別紙P304 表:ホームページアクセス件数</p> <p>情報受発信における「ホームページ総アクセス件数」の達成すべき質について、「平成30～令和3年度の実績平均値以上」と示されていますが、グーグルアナリティクスの仕様変更に伴うアクセス件数の減少分をご配慮いただきたい。</p>	<p>グーグルアナリティクスの仕様変更の影響が現時点で不明確なので、令和5年7月以降の個別の相談事項とします。</p>
5	入札実施要項(案) 別紙資料	P11-12 別紙 P305-306	<p>p11-12 1.3.1 包括的な質の設定 表4:包括的な質 別紙資料 別紙P305-306 表:SNS発信件数</p> <p>「表4:包括的な質」の情報受発信には、「SNS(ソーシャルネットワーキングサービス)の発信件数」と示されており、別紙資料の「SNS発信件数」の表ではTwitter、Facebook、Instagramの3つが対象となっています。上記3つ以外のSNSによる情報発信が発生した場合にも件数としてお認めいただきたい。</p>	<p>包括的な質として目標を定量的に設定する必要があるため、過去に当公園で運用実績のある3種類のSNSを設定したもので、原案のとおりとします。 なお、その他のSNSサービスによる情報発信に関しては、協議のうえ対応を決定します。</p>

「R5-9国営讃岐まんのう公園運営維持管理業務入札実施要項(案)」に対する意見・回答

		ご意見		回答
NO	記載箇所	頁	ご意見	
6	入札実施要項(案) 別紙資料	P11-12 P38 別紙 P512	p11-12 1.3.1 包括的な質の設定 表4: 包括的な質 p38 5.1.3 加算点項目 表9: 標準評価項目及び得点配分 5)情報受発信 別紙資料 別紙P512 提出様式2-2-5 情報受発信について、「表4: 包括的な質」ではホームページ総アクセス件数及びSNSの発信件数の数値目標がありますが、「表9: 標準評価項目及び得点配分」の評価項目ではSNSの発信件数の記載がありません。 また、「提出様式2-2-5」では、様式中の数値目標にはホームページ総アクセス件数及びSNSの発信件数が示されていますが、脚注ではSNSの発信件数の記載がありません。 記載内容を統一していただきたい。	ご意見を踏まえ、記載内容を統一するように修正します。
7	入札実施要項(案) 別紙資料	P11 別紙 P512	p11 1.3.1 包括的な質の設定 表4: 包括的な質 別紙資料 別紙P512 提出様式2-2-5 情報受発信について、「表4: 包括的な質」の【令和5年度(令和6年2月～令和6年3月)】では達成すべき包括的な質の設定がありませんが、「提出様式2-2-5」には「※1年目の年間目標値は2月～3月、5年目の目標値は、第3四半期までの値を記入すること。」とあります。令和5年度の2・3月は不要という理解でよろしいでしょうか。	実施要項表4【令和5年度(令和6年2月～令和6年3月)】に情報受発信を追記します。
8	入札実施要項(案)	P16	1.3.5 委託費の支払い方法 (1)公園運営維持管理業務の(注) 「公園の運営に関する利用者満足度及び公園特性を生かした植物管理に関する満足度について、 <u>過年度に比べ天候不良等の影響が認められる場合</u> であって、達成すべき質からマイナス5%の範囲内で確保されている場合」とありますが、下線の場合には「公園利用者数の確保」もご配慮いただきたい。	利用者満足度は、モニタリング調査の実施日における短期的な天候不順が結果に影響を及ぼす可能性があるが、利用者数の確保については通年の公園利用者数を評価するものであり、通年にわたるような天候不良の影響について、過去の実績と比較して、その有無を判断することは困難であることから、原案どおりとします。
9	入札実施要項(案)	P17	1.3.6 費用負担等に関するその他の留意事項 (3)法令等変更による増加費用及び損害の負担 (3)法令等変更による増額費用及び損害の負担において、「①本業務に類型的又は特別に影響を及ぼす法令、行政基準等の制定又は改廃、②消費税その他の税制度の税率及び課税対象の変更並びに税制度の新設」以外には増額及び損額については事業者が負担と記されています。 本業務のように複数年契約の場合、年毎に物価高騰や最低賃金の増額等の影響を受けると考えられることから、これらは「①本業務に類型的又は特別に影響を及ぼす法令」として、委託費に反映されるべきと考えます。これらが業務費に適正に反映できるよう、「スライド条項」のように単年度毎に労務単価、燃料単価等を見直した契約変更ができるようにしていただきたい。	物価変動への対応については、実施要項(案)P19の表6中「物価変動」の項に基づき対応することとしています。
10	入札実施要項(案) 別紙資料	P19 別紙 P25	p19 1.3.6 費用負担等に関するその他の留意事項 (5)事業者と四国地方整備局の責任分担 表6: 事業者と四国地方整備局の責任分担 別紙資料 別紙P25 別紙5 共通仕様書 第6条 四国地方整備局と事業者の責任分担 表: 事業者と四国地方整備局の責任分担一覧 上記のそれぞれの表の「物価変動」の項目において、「但し、30/1000以上の物価変動が見込まれる場合」とありますが、物価変動の具体的な指標(例えば「統計法に基づく賃金構造基本統計」、「公共工事設計労務単価」、「建設物価」など)についてお示しいただきたい。 また、変動の基準日はいつからなのかを明確にしてください。	物価変動の指標について、「公共工事設計労務単価」や「民間会社などが調査を行っている建設資材価格」等が指標となると想定しています。 詳細については業務開始後、個別に協議を行うこととします。
11	入札実施要項(案)	P19-20	1.3.6 費用負担等に関するその他の留意事項 (5)事業者と四国地方整備局の責任分担 表6: 事業者と四国地方整備局の責任分担 「施設・物品等の修繕」において、脚注の※1で「年間修繕費用は、軽微な維持管理修繕に要した費用の令和1年～令和3年の実績平均と現在の状況を踏まえた額」と示されています。 それと同様に、野生生物対応の経費についても、限度設定を超過した場合は、管理者による支出としていただきたい。	野生生物対応への対応については、実施要項(案)P19の表6中「不可抗力」の項に基づき対応することとします。

「R5-9国営讃岐まんのう公園運営維持管理業務入札実施要項(案)」に対する意見・回答

NO	記載箇所	頁	ご意見		回答
12	入札実施要項(案)	P41	5.2.2 総合評価の方法 (4)基本項目審査の評価方法 表10:基本項目審査の評価基準 「業務に対する認識」について、「企画書に記載された実施方針が仕様書に定める基本方針と適合している。」と示されていますが、下線部については、「様式1-6実施方針」を指しているという理解でよいでしょうか。		ご指摘のとおり、「様式1-6実施方針」を指します。
13	入札実施要項(案)	P45	5.2.2 総合評価の方法 (6)加算点項目審査の評価方法 b)賞上げの実施に関する評価の評価基準 ③賞上げが未達成だった場合等の減点 「天変地異等やむを得ない事情により賞上げを実行することができなかった者については、減点措置を課さないこととする。」とありますが、やむを得ない事情に「ウイルス等による感染症のまん延等の影響」を加えてお認めいただきたい。		賞上げが未達成だった場合等の減点について、同頁内に記載の(ア)、(イ)、(ウ)に示す事象以外の事象等については個別に確認させていただきます。
14	別紙資料	P36	第19条 委託費の支払い 7.〈積算体系〉 植物管理業務、施設・設備維持管理業務、企画運営管理業務(イルミネーション設置撤去作業等)、利用者指導、巡視、警備等において、共通仮設費や現場管理費等の間接経費を計上いただきたい。または、業務費積算において、間接経費を含めた単価での積算をお願いいたします。		積算体系は記載のとおりです。業務を実施する上で必要な費用は計上しています。
15	別紙資料	P55	第7条 その他国庫に納入する収入 「事業者は、前条の入園料等の徴収に付随して発生する収入が発生したときは、その内容を証する書類を添えて調査職員等に書面により報告し、国の発行する納入告知書により国庫に納入しなければならない。なお、当該収入が発生した後、国庫に納入するまでの間の管理責任は事業者にあるものとする。」とあります。令和5年10月からインボイス制度が始まり、領収書にはインボイス登録番号の記載が必要です。インボイス登録番号は、国土交通省(四国地方整備局)の番号を記載して発行するという事でよいでしょうか。		インボイス登録番号については、業務開始までに業務受託者へ連絡いたします。
16	別紙資料	P59-60	第18条 行為の許可申請の調整等 近年、増加傾向にあるドローンを使用したマスコミ取材・ロケーション撮影にかかる行為許可の申請等軽微な行為許可の案件については、あらかじめ国と受託者間で申し合わせの上、手続きを簡素化できる旨を本条項に盛り込んでいただきたい。 また並行し、本申請にかかる事務手続きの効率化のためのDXを検討し、デジタル上での申請許可手続きのプラットフォームを構築いただきたい。		ご意見中の「軽微な行為許可」の対象範囲及び具体的な手続き簡素化方法が明らかでないため原案のとおりとしますが、今後の運営維持管理業務の参考とさせていただきます。
17	別紙資料	P63	第32条 広報に係る素材等 「3.事業者は、デジタルツールを用いてイベント情報等、各種公園情報の掲載記事を原則月2回発行するものとする。」とありますが、下線部を「年間発行件数」に変更していただきたい。		定期的に公園の魅力を発信することを目的としているため、原案どおり、原則月2回発行するものとします。
18	別紙資料 別添資料	別紙P107 別添P141	別紙P107 第2章 芝生管理 第7条 管理水準 の表 別添P141 別添37 芝生管理区域図 第7条にある(別添-38「芝生管理区域図」参照。)は「別添37」の誤りではないでしょうか。		ご指摘を踏まえ、修正します。
19	別紙資料	P107-108	第2章 芝生管理 第7条 管理水準 の表 第9条 芝生地除草工(人力除草) 第9条に「1.事業者は、芝草の生育状況の確認を行い、第7条の管理水準に示す雑草混入を目安として、適切かつ効率的な除草の回数及び頻度を設定し、業務責任者の判断で、除草を行うものとするが、疑義が生じた場合は調査職員等と協議するものとする。」とありますが、第7条管理水準の表には雑草混入の目安はないため、下線部は削除すべきではないでしょうか？		ご指摘を踏まえ、「第7条の管理水準に示す雑草混入を目安として」は削除修正します。
20	別紙資料 別添資料	別紙P110 別添P142	別紙P110 第3章 中低木管理 第16条 管理水準 の表 別添P142 別添38 中低木管理区域図 第16条にある(別添-39「中低木管理区域図」参照。)は「別添38」の誤りではないでしょうか。		ご指摘を踏まえ、修正します。
21	別紙資料 別添資料	別紙P119 別添P145	別紙P119 第6章 草地管理 第37条 管理水準 の表 別添資料 別添P145 別添41 草地管理区域図 第37条にある(別添-42「草地管理区域図」参照。)は「別添41」の誤りではないでしょうか。		ご指摘を踏まえ、修正します。

「R5-9国営讃岐まんのう公園運営維持管理業務入札実施要項(案)」に対する意見・回答

NO	記載箇所	頁	ご意見		回答
22	別紙資料	別紙 P119	第6章 草地管理 第38条 草地除草工	「1.事業者は、前条の管理水準を目安として、動植物の育成及び繁殖並びに景観及び利用実態に配慮し、施工時期、刈高、刈残し等の具体的な施工について、調査職員等と協議の上、行うものとする。」とありますが、「第8条芝刈工(別紙P107)」以降の記載内容と同様に、下線部は「業務責任者の判断で行うものとするが、疑義が生じた場合は調査職員等と協議するものとする」になるのではないのでしょうか。	ご指摘を踏まえ、「調査職員等と協議の上」を「業務責任者の判断で行うものとするが、疑義が生じた場合は調査職員等と協議するものとする」に修正します。
23	別紙資料 別添資料	別紙 P120 別添 P146	別紙P120 第7章 花壇管理 第39条 管理水準 の表 別添P146 別添42 草花管理区域図(花壇管理・花畑管理・草花管理)	第39条にある(別添-43「草花管理区域図(花壇管理・花畑管理・草花管理)」参照。)は「別添42」の誤りではないのでしょうか。	ご指摘を踏まえ、修正します。
24	別紙資料	別紙 P121	第8章 花畑管理 第45条 管理水準	表の「目的・目標」に「単体の花だけでなく、大面積の群落も鑑賞できるように留意すること。春はチューリップ、秋はコスモスを基本に、早春から秋まで季節の花の維持管理を行う。」とありますが、下線箇所は削除していただきたい。	ご指摘を踏まえ、「春はチューリップ、秋はコスモスを基本に」は削除修正します。
25	別紙資料	別紙 P140	第12条 運営日時等	「2. 四国地方整備局が、天変地異、社会的状況の著しい変化、公園管理上の理由、感染症拡大防止等の社会事情及びその他やむを得ない事由により、施設等運営者に対し一時休業若しくは営業廃止又は営業時間の変更を指示したときは、施設等運営者は異議を申し立てることはできないものとする。」とありますが、施設等運営者との協議事項としていただきたい。また、下線部の「公園管理上の理由」について、具体的に明示していただきたい。	四国地方整備局が一時休業若しくは営業廃止又は営業時間の変更を必要とする事由と判断した場合にこれを指示するものであり、施設等運営者との協議事項にあたらなため原案どおりとします。 下記を追加する。 公園管理上の理由(災害後の復旧に時間がかかり、安全の確保ができない場合や、大規模停電の発生等)、
26	別紙資料	別紙 P191	第58条 自主事業における行催事等	11. 協賛の留意点として、1)にある「協賛企業の名称、ロゴマーク又はブランド名称等は表示できるが、商品の名称等は一切表示出来ないものとする。」と示されていますが、「商品の名称等」も表示できるようにしていただきたい。	ご意見のとおり修正いたします。
27	別紙資料	別紙 P198	4 従来の実施における目的の達成の程度	以下の点において、示されている実績値は、持込みとなる野外音楽イベント開催時の入園者を入れた数値ではないのでしょうか。 ①「年間指標」の平成30年度及び令和元年度の「公園利用者数(単位:人)」の実績 ②「四半期指標」の平成30年度及び令和元年度の「7~9月」の「公園利用者数(単位:人)」の実績	持込みとなる野外音楽イベント開催時の入園者数を控除した数値に修正いたします。
28	別紙資料	別紙 P199	4 従来の実施における目的の達成の程度 (注記事項)	注記事項の4に「※3: 本公園の基本方針に即し、事業者が主催する10人程度以上を想定したプログラムであり、展示企画は計測対象に含めない。回数の計測は下記による。 ・参加者数が延べ1人以上の場合に、1プログラムを1回と数える。 ・同じプログラムを複数日に渡って実施した場合は日数分を回数とする。」とありますが、表にはプログラムの項目がないので削除してもよいのではないのでしょうか。	ご指摘を踏まえ、修正いたします。
29	別紙資料	別紙 P206	公園利用者数等 ※意見3・意見27と関連	【H30年度】及び【R1年度】8月の合計入園者は、持込みとなる野外音楽イベント開催時の入園者を含めた数値ではないのでしょうか。	持込みとなる野外音楽イベント開催時の入園者数を控除した数値に修正いたします。
30	別紙資料	別紙 P490 P505-506 P528 P532 P541	別紙P490 (提出様式1-5-2)業務実施における対応方針 P505-506 申請書類における留意事項について 6.7. P528 【別添】企画書の提案に関する注意事項等 11. P532 (様式3-3)(2)収益施設の運営に関する提案 P541 (様式3-7)(2)自主事業施設の運営に関する提案	上記ではそれぞれ該当する提出書類について「白黒片面印刷で提出すること」と示されていますが、「カラー片面印刷で提出」も可としていただきたい。	ご意見を踏まえ、以下のとおり修正いたします。 「白黒片面印刷で提出すること」→「白黒またはカラーの片面印刷で提出すること」

「R5-9国営讃岐まんのう公園運営維持管理業務入札実施要項(案)」に対する意見・回答

NO	記載箇所	頁	ご意見		回答
				ご意見	
31	別紙資料	P515	提出様式2-2-8	脚注に「※各企画提案項目には1から5までの通し番号を付けること。」とありますが、「1から3まで」の誤りではないでしょうか。	ご指摘を踏まえ、修正いたします。
32	別紙資料	P518	提出様式2-2-11	他の提出様式での提案項目数は3項目ですが、改善提案項目は5項目でよろしいでしょうか。	ご指摘を踏まえ、修正いたします。
33	別紙資料	P527	【別添】企画書の提案に関する注意事項等	「3各企画提案の項目数は最大5項目までとし、記載の順に1から5までの通し番号を付けるものとする。加点評価対象は番号1から5の企画提案項目までとし、これを超えた企画提案項目は加点評価対象としない。」とありますが、下線部はそれぞれ「最大3項目」「1から3まで」「1から3」の誤りではないでしょうか。	ご指摘を踏まえ、修正いたします。
34	別紙資料	P532 P541	P532 様式3-3 P541 様式3-7	様式3-3、3-7について、いずれも「※各提案項目には1から5までの通し番号を付けるものとする。」とありますが、「※本様式に記述した企画提案については、企画書提出様式2-2-10(2-2-9)と同様な内容とする。」と示されており、2つの提出様式(別紙P516-517)とも「※各提案項目には1から3まで通し番号を付けること。」とされています。下線部は「1から3まで」の誤りではないでしょうか。	ご指摘を踏まえ、修正いたします。
35	別紙資料	P533- 538	様式3-4-1～様式3-4-6	上記の各様式において、「※収益施設等設置管理運営規定書に示す期間・時間、料金を超える提案は不可とする。」とありますが、「料金」は不可とする対象から外すべきではないでしょうか。	ご意見を踏まえ、各様式の注釈「※仕様書に示す期間・時間、料金を超える提案は不可とする。」を「※仕様書に示す期間・時間を超え提案は不可とする。」に修正します。
36	別添資料	P68	4.主催イベント 2)主催イベント	「下表は最低限の開催数であり、具体的な内容については、提案の内容を踏まえて発注者と協議の上、年間行事計画書に記載して実施するものとする。」と示されていますが、「入札実施要項(案)1.3.1包括的な質の設定(p11-12)」では開催数の設定はされていません。「表:主催イベント規格(H25～H26年度実績の平均値)」は参考資料という扱いでよろしいでしょうか。	ご指摘の通り、参考扱いとなります。
37	別添資料	P70	別添-20 継続必要性の高いイベント対応	「表:■継続必要性の高いイベント一覧」において、大型主催イベントにあたる「春らんまんフェスタ」「サマーフェスタ」「秋!色どりフェスタ」「ウインターファンタジー」以外のイベントについては、これまでの実績として捉え、参考イベントとして扱うことでよろしいでしょうか。	ご指摘のとおり、参考扱いとなります。
38	別添資料	P141	別添37 芝生管理区域図	凡例のうち、「芝生管理エリア(自律走行無人草刈機)」について、「自律走行無人草刈機」に関わる使用機材は、国からの貸与と考えてよいでしょうか。また、芝刈対象エリアのガイドワイヤー及び電源設備、格納施設については、あらかじめ整備されているものと考えてよいでしょうか。さらに、バッテリーや替刃等の消耗品やメンテナンス費用については、どのようにお考えでしょうか。	運用上最低限必要な施設の初期導入(本体、ワイヤーガード、電源設備)は国にて、順次導入を進める。消耗品やメンテナンス費用等は、委託費に含むものとする。
39	-	-	-	予定される入札公告資料において、業務数量表及び見積参考資料を公表していただきたい。	業務数量表及び見積参考資料は入札公告時に公表します。
40	-	-	-	入札公告後の質疑応答(申請・企画書・積算)について、ご回答いただけるものは回答期限の最終日の前に順次回答いただきたい。	今後の入札手続きを進める上での参考とさせていただきます。